

平成 23 年度沖縄平和芸術祭事業助成金交付要綱

1 目的

琉球芸能、洋楽演奏会及びシーサー展等を開催し、戦争体験を踏まえて普遍的な平和文化を創造する為の芸術創造の息吹を糸満市摩文仁から国内外に発信する。そのために各実施本部の事業に要する経費に対し、(社)沖縄県対米請求権事業協会(以下「対米協会」という。)の予算の範囲内において沖縄平和芸術祭事業助成金を沖縄平和芸術祭事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)に交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象事業及び事業費

各実施本部が行う平和音楽祭、シーサー大賞展、フラワー祭り及び能楽公演にかかる経費とする。

3 助成金の交付申請

- (1) 各実施本部は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式 1)に実施計画書(様式 2)を添付し、運営委員会へ提出しなければならない。
- (2) 運営委員会は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金申請書(様式 1-1)を対米協会へ提出しなければならない。

4 助成金の交付決定

- (1) 対米協会は、運営委員会の申請を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金を決定し、助成金決定通知書(様式 3-1)により通知する。
- (2) 運営委員会は、対米協会から助成金の決定を受けた後は、各実施本部へ助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(様式 3)により通知する。

5 助成金の交付請求

- (1) 運営委員会は、助成金の決定通知を受けたときは、助成金請求書(様式 4-1)を対米協会に提出しなければならない。
- (2) 対米協会は、助成金請求書(様式 4-1)を受理したときは、運営委員会に対して助成金を交付する。
- (3) 各実施本部は、運営委員会より助成金の交付決定通知を受けたときは、助成金交付請求書(様式 4)を運営委員会に提出しなければならない。
- (4) 運営委員会は、助成金交付請求書(様式 4)を受理したときは、各実施本部に対して助成金を交付する。

6 実績報告書等

(1) 各実施本部は、助成事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は助成事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実施結果報告書(様式5)を運営委員会に提出しなければならない。

運営委員会は、特に必要と認めた場合には、助成事業に係わる資料の提出を求め、又は職員を実地に検査させることができるものとする。

(2) 運営委員会は、助成事業が完了したときは、助成事業を行う会計年度の翌年度の4月15日までに実施結果報告書(様式5-1)を対米協会に提出しなければならない。

7 中止又は廃止の承認申請

各実施本部は、助成事業を中止し又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式6)を運営委員会に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

8 交付の取り消し

(1) 運営委員会は、各実施本部が正当な理由がなく次に掲げるいずれかに該当したときは、助成金を取り消すことができる。

- ①事業を実施しないとき
- ②事業を中止し、完了する見込みがないとき
- ③助成金を事業の目的以外に使用したとき
- ④事業実施報告をしなかったとき

(2) 運営委員会は、取り消しをした場合は、各実施本部に助成金交付決定取消通知書(様式7)を通知する。

9 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会と各実施本部が話し合いをもって定める。

附則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。